

北茨城市民病院事業公告第1号

公募型プロポーザル方式による手続き開始の公告

北茨城市民病院売店運営事業者選定について、公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

令和6年1月24日

北茨城市民病院事業管理者 田 淵 崇 文

1 業務の概要

- (1) 業務名 北茨城市民病院売店運営
- (2) 業務内容 別添「北茨城市民病院売店運営事業者募集要項」(以下「要項」という。)のとおりに
- (3) 業務場所 茨城県北茨城市関南町関本下1050番地 北茨城市民病院
- (4) 業務期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで(3か年)

2 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 売店を運営できる法人、個人事業主又は複数の事業者で構成される事業者連合体とする。
なお、事業者連合体の場合は、代表者を定めること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定による入札参加の制限を受けていない者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でない者。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でない者。
- (5) 公租公課に未納がない者。
- (6) 北茨城市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第1号又は同条第3号の規定に該当しない者。
- (7) 食料品、飲料及び日用雑貨等を販売する売場面積が、当院と同等以上の小売店舗を過去1年以上継続して健全な経営を行っている者であること。
- (8) 食品衛生法及び薬事法等の関係法令の規定に基づく許認可等(届出を含む。)が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者であること。

3 審査に関する事項

- (1) 企画提案書等の審査は、北茨城市民病院売店運営事業者選定公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において行い、別に定める審査基準に基づき、最優秀提案者を選定する。
- (2) 審査結果は、すべての企画提案者に対して文書により通知し、北茨城市民病院ホームページ上で公表する。

次項へ

4 スケジュール

公募開始	令和6年1月24日（水）
質問書受付期限	令和6年1月31日（水）17時まで
質問回答期限	令和6年2月2日（金）17時まで
参加申込書・企画提案書受付期限	令和6年2月7日（水）17時まで（必着）
審査結果通知	最優秀提案者選定後速やかに通知
行政財産使用許可に関する手続き	令和6年2月中旬頃を予定

5 手続等

(1) 手続担当

北茨城市民病院 事務部総務課

〒319-1711 茨城県北茨城市関南町関本下1050番地

電話番号 0293-46-1121（代表）

FAX番号 0293-46-6526

メールアドレス by-soumu@city.kitaibaraki.lg.jp

(2) 北茨城市民病院売店運営事業者募集要項の交付方法

北茨城市民病院ホームページ上に掲載する。<https://kitaibaraki.info/>

(3) 参加申込書等の提出場所及び提出方法

提出場所：上記（1）に同じ。

提出方法：持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、提出期限日の午後5時必着とする。

(4) 企画提案書等の提出場所及び提出方法

提出場所：上記（1）に同じ。

提出方法：持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、提出期限日の午後5時必着とする。

6 その他

詳細は、「北茨城市民病院売店運営事業者募集要項」による。

7 問い合わせ先

上記5（1）に同じ。

以上